

基準諮問会議アンケート 調査結果の概要

基準諮問会議委員 かわむら よしのり
早稲田大学商学学術院教授 川村 義則

はじめに

基準諮問会議は、今後の企業会計基準委員会（ASBJ）の活動に関する幅広い意見を収集するため、平成22年8月から9月にかけて、ASBJ、基準諮問会議および専門委員会の各構成員を対象とするアンケートを実施した。

このアンケートの調査結果については、平成22年11月11日に開催された第11回基準諮問会議において報告されたが、本稿は、このアンケートの調査結果について、その概要を一般に開示する目的でとりまとめたものである。

アンケートの実施概要は、以下のとおりである。

アンケートの実施概要

- 送信日：平成22年8月6日（締切9月10日をめど）
- 送信先：企業会計基準委員会・基準諮問会議・専門委員会の各構成員
※常勤及び研究員を除く
- 送信者数：77名
- 回答者数：48名
- 回答率：62.34%

質問項目は、Q1、Q2-1、Q2-2、およびQ3の4項目である。以下、それぞれの質問項目ご

とに、調査結果の概要を述べる。

Q1 「中期運営方針」（74ページの抜粋を参照。「Ⅲ.」「1.」が該当）の国内会計基準関連について、ご意見・ご提言等があれば、ご記入ください。

Q1に対する回答者数は、39名であった。回答の概要は、以下のとおりである。

(1) わが国における国内会計基準の設定について

回答者のうち大多数が、今後ASBJがわが国における国内会計基準の設定機関として中心的な役割を果たしていくことに対して肯定的な意見を述べている。

ASBJの役割として具体的に期待されるとして言及されたものは、個別財務諸表および非上場企業の連結財務諸表の作成にあたって適用される基準の開発である。さらに、国際財務報告基準（IFRS）強制適用後であっても、強制適用すべき会社の範囲によって、上場企業の連結財務諸表の作成にあたって適用すべき基準の設定が必要となるとの指摘もあった。会社の規模や上場の有無により適用される会計基準が異なる状況が想定されており、それらの複数の会計基準間の調整など、会計制度全体の調整を行う

役割もまた ASBJ に対して期待されている。

非営利法人の会計基準および公会計基準の開発に積極的に関与すべきであるという意見もあったが、他方で ASBJ の役割を広げすぎているのではないかと危惧する意見もあった。

また、会社法や税法との調整を ASBJ に期待する回答があった。その他、日本公認会計士協会、その他の監督当局との連携に期待する回答もあった。

(2) 連結先行について

連結先行論については、改めてこれについて支持を表明する意見があったほか、個別財務諸表と会社法・税法とを整合させる観点などから連単分離に対する支持を表明する意見もあった。

これに関連して、継続的に上場企業と非上場企業との間で適用される基準に差異がある状態について望ましくないとする意見があった。さらに、連結と単体で異なる会計基準を継続的に設定していくダイナミック・アプローチを採用していくためには、ダイナミック・アプローチのためのフレームワークが必要であるとする意見があった。

(3) IFRS について

IFRS との関連で、今後のわが国の基準設定のあり方について意見が寄せられている。

まずは、IFRS の強制適用後もわが国における会計基準を IFRS とコンバージェンスしていくことを主張する意見があった。特に、個別財務諸表等に適用される日本基準も IFRS との差異は極力なくすべきであり、非上場や中小企業の会計基準も、SME 版の IFRS を適用すべきであるという意見もあった。これに対して、連単分離を肯定する意見などにおいては、個別財務諸表等に適用される日本基準は、IFRS とは異なる観点から設定すべきであるという意見もあった。

また、日本基準を開発する場合、IFRS より具体的な内容を備えた基準を設定し、IFRS の解釈指針のような役割を果たすべきであるという意見もあった。

さらに、日本基準の開発を通じて、国際会計基準審議会 (IASB) への意見発信を引き続き強化していくべきであるとする意見も多くみられた。

(4) その他

その他の意見としては、次のようなものがある。

- わが国における基準開発のプロセスにおいて、作成者の意見をより重視すべきである。
- 人材開発を進めるべきである。
- 強制適用後、わが国の会計基準の整理・統合を図るべきである。
- 個別財務諸表の開示は、廃止または簡素化すべきである。
- 個別財務諸表のための基準は、一斉に適用されるべきである。

Q2-1 「中期運営方針」(74 ページの抜粋を参照。「Ⅲ.」 「2.」 ①～⑦が該当) の IFRS 関連の下記項目(次頁表)について、重要性をどのように考えるか、ご記入ください。

Q2-1 では、1 点～5 点までのスケールを用いて IFRS に関連する論点の重要性について回答を求めている。回答を度数分布表の形で整理をすると、次のようになる(次頁表)。

この結果から指摘しうることは、次のとおりである。

- 「IASB の会計基準開発への直接的な関与」(平均 4.63 点) および「IFRS の解釈、実務上の適用に関する日本における中心的な役割」(平均 4.60 点) に対して比較的高い重要性が

	度数					合計	平均値
	1点	2	3	4	5		
① アジア・オセアニア地域におけるリーダーシップの発揮	0	3	9	13	21	46	4.13
② IASB の会計基準開発への直接的な関与	0	1	2	11	34	48	4.63
③ IASB の活動に関するプロアクティブな研究及び意見発信	0	1	11	17	19	48	4.13
④ IFRS の解釈、実務上の適用に関する日本における中心的な役割	0	0	5	9	34	48	4.60
⑤ 国内企業の IFRS の適用状況の調査及びそれらの結果の IASB に対する意見発信	0	2	17	13	15	47	3.87
⑥ 新たに開発される IFRS のエンドースメントプロセスへの協力	3	0	8	22	15	48	3.96
⑦ 上記の IFRS 関連項目を達成するための人材確保と組織運営方法の検討	0	0	6	21	20	47	4.30

認識されている。回答者の多くは、日本企業に及ぼす影響が直接的で、現在問題となっている、又は直近で問題となることが見込まれている項目を重視していることが分かる。

- 次いで、「上記の IFRS 関連項目を達成するための人材確保と組織運営方法の検討」(4.30 点)、「アジア・オセアニア地域におけるリーダーシップの発揮」(4.13 点)、「IASB の活動に関するプロアクティブな研究及び意見発信」(4.13 点)など、中期的で戦略的な課題に高い重要性を与えている。
- 「国内企業の IFRS の適用状況の調査及びそれらの結果の IASB に対する意見発信」(3.87 点)は、最も低い重要性が付与されているが、任意適用および強制適用後の調査を取り扱っているので、喫緊性に乏しいと考えられると思われる。「新たに開発される IFRS のエンドースメントプロセスへの協力」(3.96 点)に対しては、明示的に低い点数を付与している回答者もあり、エンドースメントプロセスに対する ASBJ の関与の必要性が一致して強く認識されているわけではないと思われる。

Q2-2 上記項目以外で、ASBJ が IFRS の強制適用を見据えた将来、取り組むべきであると思われる項目があれば、その項目について内容及び理由をご記入ください。

Q2-2に対する回答者数は、24名であった。回答の概要は、以下のとおりである。

(1) 会社法および税法との調整について

ASBJ の基準開発にあたって、会社法および税法との調整を進めるべきであるという意見が寄せられた。特に、金融商品取引法と会社法における開示規制の一本化を図るべきであるとの意見もあった。また、これらの調整を図るために、関係諸機関との連携を強化すべきであるとの意見も多かった。

(2) 概念フレームワークについて

複数の基準が存在する状況における概念フレームワークを構築するため、これを再検討すべきであるとの意見があった。

(3) IFRS 基準設定について

IASB と米国との間で異なる基準が設定され

つつあるが、ASBJとしては米国に働きかけ、またはIASBと米国財務会計基準審議会(FASB)とのMoUプロジェクトに関与するなど、両者のコンバージェンスに貢献すべきであるとの意見があった。

(4) IFRS 適用後の将来展望について

まず、IFRSの強制適用後におけるわが国の会計制度の将来図を示すべきであるという意見が多数みられた。この中には、強制適用後は、コンバージェンスを緩和し、わが国の環境にあった会計基準を開発すべきであるとする意見もある一方、今後もコンバージェンスを推進すべきである、IFRSと似て非なる国内基準は排除すべきであるなどの意見もあった。また、日本基準をIFRSの適用指針として開発すべきであるとする意見もあった。

その他にも、次のような意見があった。

- 今後、コンバージェンスされた日本基準の適用に続いて、IFRSを強制適用することは、二度手間であり、両者の適用時期を考慮すべきである。
- IFRSが適用されない企業に対する会計基準の構築が必要であり、IFRSのSME基準を適用するか、自国で開発するかの方向性を明示して欲しい。
- IFRS強制適用がIPO市場に与える影響に配慮すべきである。

(5) アジア・オセアニア諸国との連携について

アジア・オセアニア諸国との連携等についても意見が寄せられた。ASBJは、アジア・オセアニア地域の発言力を強化するために貢献すべきであるという意見、欧州財務報告諮問グループ(EFRAG)のアジア版のような組織を作るべきであるという意見があった。その他にも、IFRS適用において先行するアジア・オセアニア諸国におけるIFRSの導入例を紹介して欲しい

という意見があった。

(6) 人材の育成と教育

IFRS基準設定にも貢献しうるような人材の育成が急務であるとする意見があった。また、日本の経理担当者の育成を図るべきであるという意見もあった。

IFRS教育についても、その重要性を指摘する意見があり、IFRS適用のメリットを示し、スムーズな移行を支援すべきであるという指摘もあった。

(7) 注記等の開示事項について

注記等の開示事項についても指摘があり、その内容を簡素化すべきであるという意見があった一方で、より充実させるべきであるという意見もあった。

Q3 ASBJに関する活動について、その他、ご意見・ご提言等があれば、ご記入ください。

Q3に対する回答者数は、31名であった。

寄せられた意見・提言等を整理すると、次のとおりである。

- ASBJは、わが国の基準設定主体としてリーダーシップを発揮していくべきである。とくに、アジア・オセアニア地域におけるリーダーシップの確保が重要である。
- IFRSの強制適用後は、コンバージェンスは是々非々で進めるべきであり、非公開会社の会計基準などの開発にあたっては、過去に開発されたものを含め、わが国の会計基準を見直すべきである。その一方で、今後も、IFRSとのコンバージェンスは重要であり、進めていくべきであるという意見もあった。
- 連結先行の考え方を安易に利用することは望

ましくない。連結と単体の基準は、極力統一すべきである。

- 作成者側の実務負担の軽減を望む。
- 会計基準の開発においては、幅広い意見の集約が確保されるように配慮して欲しい。具体的には、会計基準の開発過程で実務適用に関する事前検討が不足しているとの指摘があった。また、ASBJや専門委員会の委員数の減少によって意見の集約が困難となっており、特に作成者側からの各種委員の任命が少ないという指摘があった。一方で、ASBJの常勤委員の考え方は、母体色が強すぎるとの指摘もあった。
- 公会計や非営利会計を視野に入れたとき、財団のガバナンスの見直しが必要である。特に総務省との連携を考慮すべきである。
- ASBJによる基準開発に関する情報の提供を強化すべきである。特に会員への情報提供が不足しており、会員となることのメリットが感じられないとの指摘があった。非公開会議については議事要旨だけでも開示すべきである。

るとの意見もあった。

- IASBに対する意見発信能力を高めるべきである。そのための人材育成を長期的視点から検討すべきである。IFRSの適用に際して、カーブアウトする可能性があることを明示すべきであるとの意見もあった。
- IFRSの適用を支援する体制を整えて欲しい。特に、IFRS対応の諮問委員会において一定の見解を表明し、これをIASBに向けて働きかけて欲しいとの意見があった。また、IFRSによる開示のひな形を示して欲しいという要望もあった。逆に、IFRSを各国で解釈することは望ましくないとする指摘もあった。
- 基準諮問会議の諮問能力に疑問があり、役割の見直しを図るべきである。また、SACアンケートのフィードバックが不足しているとの指摘があった。
- コンバージェンスによって現行の概念フレームワークと相容れない基準を開発する場合には、概念フレームワークを再検討すべきである。

中期運営方針（抜粋）

平成 22 年 6 月 16 日
企業会計基準委員会

Ⅲ. IFRS の強制適用を見据えた当委員会の将来のあり方の研究

…仮に平成 24 年に IFRS の強制適用の決定がなされた場合、その後の当委員会の活動は、IFRS 関連により重点を置いたものに変容すると想定される。したがって、平成 24 年までの期間に、IFRS の強制適用を見据えた当委員会の将来のあり方の研究を行っておくことが肝要であると考えられる。

当委員会の将来のあり方を検討する項目としては、以下のようなことが想定されるので、これらについて研究を進めることとする。

1. 国内会計基準関連

企業会計審議会の意見書では、仮に IFRS が我が国で強制適用された場合でも、強制適用されるのは上場会社の連結財務諸表のみとされ、それ以外の財務諸表については、日本基準が適用されることとなるとしている。当委員会では、意見書を踏まえ、引き続き、市場関係者のコンセンサスを得ながら、上場会社の個別財務諸表や非上場会社などに適用される日本基準の開発を主に担っていくこととなると考えられる。

また、将来的には、企業会計に関する会計基準のみならず、日本の会計制度全般に積極的に関与し、日本の会計基準が全体として整合性のとれたものとなるよう、当委員会が中心的な役割を果たすことが考えられる。

2. IFRS 関連

今後、我が国において IFRS の採用が広まっていく中で、IFRS が我が国の金融資本市場及び経済活動にとってより有用なものとなるよう、当委員会が積極的に国際的な貢献を果たすこととしたい。については、当委員会が担う IFRS 関連の将来の活動としては、以下のような内容が考えられる。

- ① アジア・オセアニア地域におけるリーダーシップの発揮
- ② IASB の会計基準開発への直接的な関与
- ③ IASB の活動に関するプロアクティブな研究及び意見発信
- ④ IFRS の解釈、実務上の適用に関する日本における中心的な役割
- ⑤ 国内企業の IFRS の適用状況の調査及びそれらの結果の IASB に対する意見発信
- ⑥ 新たに開発される IFRS のエンドースメントプロセスへの協力
- ⑦ 上記の IFRS 関連項目を達成するための人材確保と組織運営方法の検討